

内閣参質二〇四第一〇五号

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員鈴木宗男君提出本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕され、六月十日に罰金を支払い解放された「第一七二栄宝丸」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鈴木宗男君提出本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕され、六月十日に罰金を支払い解放された「第一七二榮宝丸」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「日本の排他的経済水域（EEZ）を超えていないとする政府の方針」の意味するところが明らかではなく、また、御指摘の「罰金」が具体的にどのようなものを指すのか明らかではないため、お答えすることは困難である。

いずれにせよ、政府としては、関係者の説明も踏まえて総合的に分析し、今般の事案発生時、「第七十二榮宝丸」は、我が国の排他的経済水域内で操業していたと判断している。